

様式第三号

蚕児飼育届(蚕児及繭検査申請書)

| | | | | | | | |
|-----|-----|----|----|-----------|----|----|-----|
| 記口掃 | 立 | 種 | 系統 | 原々蚕種製造者の | 掃日 | 掃立 | 取繭予 |
| 号の | 場飼蚕 | 品 | 種 | 種又は原蚕氏名又は | 月 | 量 | 定月日 |
| 所育児 | 所 | 種名 | 名 | の別 | 日 | | |
| | | | | 種又は原蚕氏名又は | | | |
| | | | | の別 | | | |
| | | | | 種又は原蚕氏名又は | | | |
| | | | | の別 | | | |
| | | | | 種又は原蚕氏名又は | | | |
| | | | | の別 | | | |
| | | | | 種又は原蚕氏名又は | | | |
| | | | | の別 | | | |

右のとおりお届(申請)する

年 月 日

住所

氏 名(名称)

印

知 事 宛

様式第四号を次のように改める。

様式第四号 削除

様式第五号中

| | | | |
|-----|----|----|-----|
| | 蚕種 | 化性 | 品種名 |
| 製造所 | | | |
| | | | |
| | | | |

を

| | | | |
|-----|----|----|-----|
| | 蚕種 | 化性 | 品種名 |
| 製造所 | | | |
| | | | |
| | | | |

に

改める。

様式第六号中「越年(不越年)普通蚕種検査申請書」を「春蚕用(夏

秋蚕用)普通蚕種検査申請書」に、

| | | | |
|-----|----|----|-----|
| | 蚕種 | 化性 | 品種名 |
| 製造所 | | | |
| | | | |
| | | | |

を

| | | |
|-----|----|-----|
| | 蚕種 | 品種名 |
| 製造所 | | |
| | | |

に改める。

様式第七号中

| | | | |
|--|----|----|----|
| | 番号 | 化性 | 品種 |
| | | | |
| | | | |

を

| | | |
|--|----|----|
| | 番号 | 品種 |
| | | |
| | | |

に

改める。

様式第十一号の備考を次のように改める。

備考 検査申請額の欄には、袋製にあつては蛾数を、框製又は手附にあつては枚数を、散卵にあつては容器数及び卵量(瓦)を記入すること。

(鳥取県生繭取扱規則の一部改正)

第二条 鳥取県生繭取扱規則(昭和二十五年五月鳥取県規則第三十四号)

の一部を次のように改正する。

第八条中「生繭取扱場所を管轄する蚕業指導所」を「所轄地方農林振

興局」に改める。

(鳥取県桑苗検査規則の一部改正)

第三条 鳥取県桑苗検査規則(昭和二十八年十二月鳥取県規則第八十九号)

の一部を次のように改正する。

第二条中「蚕業指導所」を「地方農林振興局」に改める。

第十三条中「所轄蚕業指導所長」を「所轄地方農林振興局」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鳥取県蚕種取引調査規則等の廃止)

2 鳥取県蚕種取引調査規則(昭和二十七年六月鳥取県規則第四十六号)及び鳥取県繭取引調査規則(昭和二十七年六月鳥取県規則第四十三号)は、廃止する。

鳥取県職業訓練所規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十五号

鳥取県職業訓練所規則の一部を改正する規則

鳥取県職業訓練所規則(昭和三十三年七月鳥取県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

| | | | |
|-----|--------------|----|-------------|
| 別表中 | 「内燃機調整備工 三〇人 | を | 「自動車整備工 三〇人 |
| 木 | 工 四〇人」 | 木 | 工 三〇人 |
| | | 建築 | 大工 三〇人」 |

に改め

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年四月一日から適用する。

地方農林振興局長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十六号

地方農林振興局長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

規 則

地方農林振興局長事務委任等に関する規則(昭和三十七年三月鳥取県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中第三十一号を第三十二号とし、第二十号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十九号の次に次の一号を加える。

二十 蚕種及び桑苗の検査に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(蚕糸事務に関する権限委任規則の廃止)

2 蚕糸事務に関する権限委任規則(昭和二十八年八月鳥取県規則第五十四号)は、廃止する。

告

示

鳥取県告示第九十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町字白浜三、九六二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百九十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| | | | |
|------------|---------------|-----------------|------|
| 指定年月日 | 名 称 | 所 在 地 | 開設者 |
| 昭和四十年三月十一日 | 松井医院 日吉津分院 | 西伯郡日吉津村大字日吉津 | 松井 功 |
| 〃 | 浜村診療所 | 気高郡気高町大字勝見六六〇の二 | 森 茂民 |

鳥取県告示第百九十二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞退年月日

指定医療機関の名称 所 在 地

昭和四十年三月三十一日 気高町国民健康保険 気高郡気高町大字勝見六六〇の二

〃 四月 十三日 浜村診療所 八頭郡若桜町大字若桜

鳥取県告示第百九十三号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定に基づき、因伯通運労働組合執行委員長 木村幸人から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の第四第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 事件 | 因伯通運労働組合員にたいする昭和四十年三月以降賃金引上げ
 - 2 時間短縮
 - 3 退職金率の改正
 - 4 国民祝祭日の増日
- 以上三月一日より実施
- 二 日時 昭和四十年四月二十六日午前零時以降出満解決まで
 - 三 場所 因伯通運労働組合に所属する組合員の従事する全職場
 - 四 概要 ストライキを含む一切の争議行為の一部又は全部を単独又は併用して実施する。

鳥取県告示第九十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入の通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 起業者の名称 建設大臣
- 二 事業の種類 立ち入ろうとする土地の区域

一般国道九号線改築工事 米子市車尾地内・米子市角盤町、東倉吉町、中町、加茂町地内

一般国道百八十一号線改築工事 日野郡日野町大字板井原地内

日野川改修工事 米子市東八幡、水浜地内 西伯郡岸本町、遠藤地内

天神川改良工事 東伯郡関金町大字関金宿、大字泰久寺地内 倉吉市巖城地内

皆生海岸堤防工事 米子市皆生地内

佐陀海岸堤防工事 西伯郡淀江町大字佐陀地内 米子市二本木地内

三 立ち入ろうとする期間

昭和四十年四月 十五日から

昭和四十一年三月三十一日まで

鳥取県告示第九十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定に基づき、昭和四十年四月二十日次のとおり公有水面の埋立の免許をしたので、同法第

十一条の規定により告示する。

昭和四十年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 埋立の免許を受けた者

鳥取県知事 石 破 二 朗

二 埋立の場所及び面積

米子市内町百六十九番地先

五百三十六・四平方メートル

三 埋立の目的

米子港局部改良計画に基づく船揚場造成

四 埋立の工期

昭和四十年四月 二十日から

昭和四十二年三月三十一日まで

公 告

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条に規定する甲種火薬類取扱保安責任者及び乙種火薬類取扱保安責任者の資格試験を次のとおり行なう。

昭和40年4月23日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の種別及び試験方法

(1) 試験の種別

甲種火薬類取扱保安責任者

乙種火薬類取扱保安責任者

(2) 試験の方法

(ア) 筆記試験 火薬類取締に関する法令

一般火薬学

(イ) 面接による人物試験

2 試験の日時及び場所

(1) 日時 昭和40年6月6日(日曜日)

9時30分から12時30分まで

(2) 場所 倉吉市上井 鳥取県立倉吉産業青年学校

3 受験手続

次の書類を鳥取県商工労働部商工指導課に提出すること。

(1) 受験願書 火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)別表第15の様式による。

(2) 履歴書 火薬類取締法施行規則別表第16の様式による。

(3) 写真 真 手札型台紙付とし、出願前6月以内に撮影した正面、上半身像で裏面に撮影年月日、氏名及び年令を記入すること。

(4) 戸籍抄本

4. 受験手数料

700円分の鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはりつけ消印をしないこと。

5 受験願書提出期間

昭和40年4月26日から5月14日まで

6 受験票

受験票は、願書を受け付けた者に交付する。

高圧ガス取締法(昭和26年法律第204号)第31条第2項の規定により、昭和40年度上期丙種化学主任者免状及び第3種冷凍機械主任者免状に係る作業主任者試験を次のとおり実施する。

昭和40年4月23日

鳥取県知事 石 破 三 朗

1 作業主任者免状の種類、試験科目及び試験時間

| 作業主任者免状の種類 | 試験科目 | 試験時間 |
|--------------|------------------------------------|---------------|
| 丙種化学主任者免状 | (1) 液化石油ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術 | 9. 30~11. 00 |
| | (2) 高圧ガスの取締りに関する法令 | 11. 10~12. 40 |
| | (3) 液化石油ガスの製造に必要な通常の応用化学及び基礎的な機械工学 | 13. 30~15. 30 |
| 第3種冷凍機械主任者免状 | (1) 冷媒のための高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術 | 9. 30~11. 00 |
| | (2) 高圧ガスの取締りに関する法令 | 11. 10~12. 40 |

2 試験年月日及び試験場所

(1) 試験年月日 昭和40年5月23日(日曜日)

(2) 試験場所 鳥取市及び米子市

3 受験手続

次の書類を鳥取市東町1-220 鳥取県商工労働部商工指導課に提出してください。

(1) 受験願書 高圧ガス取締法施行規則(昭和26年通商産業省令第8号。以下「規則」という。)別表第19の様式によること。

(2) 履歴書 規則別表第20の様式によること。

(3) 写真 真 手札型台紙付きとし、出願前6月以内に撮影した正面

上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年令を記載すること。

(4) 受験手数料

700円分の鳥取県収入証紙を受験願書上部にはりつけ、消印しないこと。

(5) 受験願書提出期間

昭和40年4月26日から昭和40年5月8日まで

(6) 受験票

受験願書を提出した者には、受験票を交付する。